（金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正）

第七条　金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第一項第三号中「第九条の七の五第二項」を「第九条の七の五第一項」に改める。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第百十条の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（保険業法施行規則の一部改正）

第九条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百四十七条」を「第二百四十八条」に改める。

第八条第一項第五号中「保険証券」の下に「（保険法（平成二十年法律第五十六号）第六条第一項、第四十条第一項又は第六十九条第一項の書面をいう。以下同じ。）」を加える。

第十条中「第三号にあっては保険料積立金」を「第三号に掲げる事項にあっては第七十条第一項第一号イの保険料積立金（以下この条において単に「保険料積立金」という。）」に、「払戻積立金」を「同項第三号の払戻積立金」に改め、「積み立てる保険契約」の下に「に係る事項」を加え、「、第四号」を「、第四号に掲げる事項」に改め、「行う保険契約」の下に「に係る事項」を加え、「第六号に」を「第六号に掲げる事項に」に、「計算する保険契約に」を「計算する保険契約に係る事項に」に改める。

第十一条第二号を次のように改める。

二　次のイ及びロに掲げる手続に関する当該イ及びロに定める同意の方式について、書面による方式その他これに準じた方式が明瞭に定められていること。

イ　保険契約の締結（被保険者の同意を必要とする契約の変更を含む。次号において同じ。）　保険法第三十八条又は第六十七条第一項の同意

ロ　保険法第四十三条第一項又は第七十二条第一項に規定する保険金受取人の変更　同法第四十五条又は第七十四条第一項の同意

第四十五条第二項第三号中「保険料積立金」を「第六十九条第一項第一号又は第七十条第一項第一号イの保険料積立金」に改める。

第四十七条第六号の二中「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第五十二条の十三の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項（商法等の準用）」を「第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）」に改める。

第六十九条第四項中「及び同項第二号の二の払戻積立金は」を「（以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。）及び第一項第二号の二の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第一項第一号の」及び「同項第二号の二の」を削り、同項第四号中「保険数理」を「、保険数理」に改める。

第七十条第二項中「同号イの保険料積立金」の下に「（以下この項において単に「普通責任準備金」という。）」を加え、「限る」の下に「。次項において単に「保険料積立金」という。）は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第一項第一号の」及び「同項第二号の二の」を削り、同項第四号中「保険数理」を「、保険数理」に改める。

第百二十二条中「第三号にあっては保険料積立金」を「第三号に掲げる事項にあっては第百五十一条第一項第一号イの保険料積立金（以下この条において単に「保険料積立金」という。）」に、「払戻積立金」を「同項第三号の払戻積立金」に改め、「積み立てる保険契約」の下に「に係る事項」を加え、「、第四号」を「、第四号に掲げる事項」に改め、「行う保険契約」の下に「に係る事項」を加え、「第六号に」を「第六号に掲げる事項に」に、「計算する保険契約に」を「計算する保険契約に係る事項に」に改める。

第百五十条第四項中「及び同項第二号の二の払戻積立金は」を「（以下この項及び次項において単に「保険料積立金」という。）及び第一項第二号の二の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）は」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第一項第一号の」及び「同項第二号の二の」を削り、同項第四号中「保険数理」を「、保険数理」に改める。

第百五十一条第二項中「同号イの保険料積立金」の下に「（以下この項において単に「保険料積立金」という。）」を加え、「限る」の下に「。次項において単に「普通責任準備金」という」を加え、「同項第三号の払戻積立金」を「前項第三号の払戻積立金（以下この項及び次項において単に「払戻積立金」という。）」に、「次の各号」を「、次の各号」に改め、同項第一号中「前項第一号イの」及び「同項第三号の」を削り、同項第二号中「前項第一号イの」を削り、同項第四号中「保険数理」を「、保険数理」に改める。

第二百三十四条の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項（商法等の準用）」を「第九条の七の五第二項（保険業法等の準用）」に改める。

第二百四十七条の次に次の一条を加える。

（財務局長等に委任する特定保険募集人等に関する届出）

第二百四十八条　令第四十七条の三第一項第一号に規定する内閣府令で定めるものは、第八十五条第一項第十七号、第百六十六条第一項第七号及び第百九十二条第一項第六号に掲げる場合の届出（特定保険募集人又はその役員若しくは使用人に関するものに限る。）とする。

（信託業法施行規則の一部改正）

第十条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第三十条の十二第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第十一条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十二条第二号ニ中「第九条の七の五第三項」を「第九条の七の五第二項」に改める。

附　則

この府令は、保険法の施行の日（平成二十二年四月一日）から施行する。